

Title	柳田泉著 『日本革命の豫言者木下尚江』
Sub Title	I. Yanagida : Kinoshita Naoe
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.12 (1961. 12) ,p.104- 106
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611215-0104

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

柳田 泉著

『日本革命の豫言者 木下尚江』

一 戦後、先驅的社會主義者の研究が急速に發展したが、そのなかでも幸徳秋水と片山潜、木下尚江の研究は他をしのぐものがある。幸徳はいわゆる大逆事件により絞首臺上の露と消えた人物であり、明治期社會主義運動の首領であつた。戦後の幸徳研究は戦前よりこなわれていた研究をより深くかつ廣くしたものである。運動中是不人氣であり、亡命後もあいかわらず同情のうすかつた片山が研究されるにいたつた一つの大きな動機としてソヴェット・ロシアにおける片山評價がかなり高度の段階に達しているという事情から大きな刺戟をうけたことは見逃してはならないと思う。とはいへ片山の名は戦前からかなり一般化していた。こうした幸徳、片山にくらべて木下尚江はいわば埋れた思想家の一人であつた。木下を掘りおこした功績の大部分は山極圭司氏によるといつてよい(同氏著『木下

尚江——先驅者の闘いと悩み——』。家永三郎教授からも高い評價をうけた木下は、いま木下の故郷である松本の有志により「木下尚江研究会」が組織され、活版印刷の機關誌まで發行されて、輝かしい歴史上の人物になりつつある。柳田教授の本書も木下の重さをさらに一段とますことに役立つであらう。

二 木下尚江はキリスト教社會主義者であつた。じつは私は「社會主義者」というより「民主主義者」であつたという方がより適當であると思うが、社會主義の旗の下に活動したのだから「社會主義者」といつてもまちがいではない(拙稿「人と思想・木下尚江」『民主社會主義研究』四・五・六號をみられたい)。木下の活動期間 は毎日新聞記者としての時代であり、それは明治三二年から三八年までの約六年である。もちろんそれ以前にも松本における新聞記者としての、または普選運動の旗上げその他の活動がなかつたわけではない。しかし毎日新聞記者時代の星亨攻撃、廢娼運動、足尾銅毒問題、社會民主黨創立、平民社援助、新紀元の創立等の運動は幸徳や堺利彦にも勝るとも劣らないものがあり、なんといつても一代の華であつた。しかしこうした運動の大部分はすでに多くの人の知るところである。したがつて本書は木下尚江の關係した社會的事件について新しい事實を提供するところはすくない。

本書の意義はどこにあるかといえば、木下と親しく話し、交わる

ことができた柳田教授にはじめて書ける内面的な木下の心理分析であり、かくされていた裏面を白日のもとに示してくれたことである。たとえばそれは木下をめぐる女性たちのことであり、木下の戀愛についてである。しかしこれらの點についても木下に近い著者の書であるだけに木下にこまやかな愛情を示すのあまり批評が甘すぎると思われる點がある。「キリスト教徒で、廢娼論者で、禁酒主義者でもある尙江が、一方茶屋遊びをし、廓入りをし、女遊びをする」

(八四頁) ことについて「尙江の戀の相手たる女性(中村註―娼婦)は、娼妓制度を憎むものであり、尙江もそうである。これらの女性がこの制度のために苦しんでいることに對する同情、そこに尙江の戀の眞實性があつた」(八七頁) といつて合理化しようとしている。これはひいきのひき倒しとしか私には思われぬ。一般論としての廢娼論そのものには木下は賛成であり、積極的ではあつても、自分が關係している具體的な廓入り、女遊びは例外ではなかつたのか。そうした二重性をもつていたのは木下だけにかぎらず明治の「先驅者」といわれる人々の多くがそうであつた。こう考えた方がスッキリする。だからこの二重性を突かれたとき、一言の辯明もなくひきさがつたのであり、以後生活を憤しむにいたつたのではないか。

この言論と行動の矛盾という點にメスを加えないかぎり、彼の轉向の書『懺悔』は理解できないのである。口では神の愛、自由、平

等をとなえながら、心の中にえがいていることは權力への憧れであり、權力者への憎悪であつたということに氣づいたことが轉向の動機であるという彼の言葉を信ずるとすれば、言論と行動の矛盾、二重性ということはやはり問題にされなくてはならない。この點を分析しても木下の果たした役割が傷つくとは思われぬが、ただだれも手をつけていない。

柳田教授はまた木下の理想は、キリスト教徒としての神の王國の實現であり、それを望む結果として日本の革命を期待したという。それでは革命とはなにかといえは、それは全日本國民のためであり、富者、強者、權力者、弱者、貧者、無力者をひつくるための救いである。すなわちそれが愛と知による心の王國の建設である、という。なるほど木下の目標はそうであつたかもしれないが、それでは社會運動家としては失格ではないだろうか。宗教的信念としてなら許され、またはめられるであろうが、それは社會運動家のブルー・プリントとしては失格という以外にないだろう。このことは『新紀元』が神の王國建設の論陣をはつたが、まさにこの時からキリスト教社會主義勢力は急速に没落していつたという歴史的事實のなかに證明済みである。教授は木下のこの理想のなかに空想性と缺陷をみるべきであつた。

もつとも「日本革命の豫言者」というタイトルのなかに「宗教家

的」木下尙江の印象をあたえている。宗教家木下を論ずるなら神の王國建設もよいだらう。しかし内容は宗教家としての木下を論じているわけではなく社會運動の先驅者としての木下を論じているのである。さすれば、やはり木下の空想性を批判すべきであつた。

本書により、いくたの木下のかくれた面をすることが出来る。木下という人間の骨組だけを知っていたわれわれにとつて、本書をよくむことにより、肉をそえ、血を通わせることができる。しかし反面、木下をかばうのあまり無理な解釋が目だつように思われる。さらにわれわれが本當に知りたい木下の後半生については本書でも知ることができなかつた。運動からの轉向とその後の生活はいぜんとして謎につつまれているといつてよい。(春秋社 二八〇圓)

(中村勝範)

中村宗雄著

『民事訴訟原理第一冊』

一 本書の書かれた動機を著者は次の如く述べている。「パンデクテン・システムの民法構造に相應する民事訴訟法學の理論體系

は、一應、ヘルウィック・シュタインの時代において完成したといえよう。いうまでもなく、それは二元論の訴訟理論である。二元觀理論は、カント哲學の學問的方法をもつてしては、容易に克服し難き、いわば宿命ともみられる體系的缺陷を内在せしめる。それ以後の訴訟法學者の多くは、この宿命的な難關の突破を回避して、實體法のモメントを捨棄することにより訴訟法理を組み立てる訴訟法的「場」であり、實體法理が、これに働く。しよせん訴訟法學は、實體法理と無縁ではありえない。著者は一貫して二元論の立場にある。訴訟法學が、實體法理を導入した訴訟法理を打ち樹てるには、ヘルウィック・シュタインのそれを止揚した新たな學問的方法を必要とする。——中略——著者の學問的主力はこの新たな學問的方法の發見とその整序とに費された。しかしてその成果が、數多くの論文となつている。近年、漸くその構想がとりまとなり、ここに改めて『原理』と題して執筆する次第である。」と。そして更に本書が舊著、「民事訴訟法原理」に對し「民事訴訟原理」と題された理由について「民事訴訟は、國家法たる民事訴訟法により營爲されるが、それは、私人の權利を實現せしめるための制度である。法規範的な表現を以てすれば、訴訟は實體法・訴訟法の綜合の「場」であり、それが國家意思の宣言たる裁判において完結する。このようなものと